

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源過分)見込額 104,500 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,321,378 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	60,336	0	973	9,000	8,452	41,911
	障害者福祉事業	340,674	154,831	87,871	300	16,392	81,280
	児童福祉事業	504,259	240,506	119,694	2,400	23,774	117,885
社会保険	介護保険事業	125,123	5,751	2,875		19,552	96,945
	国民健康保険事業	82,297	10,086	34,407		6,345	31,459
	後期高齢者医療事業	163,975		22,481		23,747	117,747
保健衛生	母子保健事業	13,089	80	0	6,721	1,055	5,233
	救急医療対策事業	815	0	0	0	137	678
	予防対策事業	19,433	0	185	0	3,230	16,018
	検診事業	11,377	5	553	0	1,816	9,003
合 計		1,321,378	411,259	269,039	18,421	104,500	518,159

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和2年度予算額の20分の11に相当する額としています。